宮崎市工場立地法準則条例の一部改正（案）に関するご意見の概要及び本市の考え方について

１　案件名　　宮崎市工場立地法準則条例の一部改正（案）に関する意見募集
２　募集期間　令和５年７月３１日（月）～令和５年８月３０日（水）
３　提出数　　１件

№.	ご意見	市の考え方
1-1	地域の生活環境を良好に保持するためには、緑地の確保は欠かせません。このために工場立地法ができました。20％は確保すべきです。 工場用地が不足しているので緑地率を引き下げるということですが、そうであれば、工場団地を造成すればいいのではないでしょうか。 市内には未利用の空き地がいくらでもあります。	今回の改正（案）は、都市計画法で工業の利便を増進する地域として定められている工業専用地域、工業地域及び準工業地域について、基準値を緩和するものです。 これらの地域内の既存企業におきましては、既存敷地の近隣に企業のニーズに合うような一団の土地を新たに確保することが困難であることから、今回の条例改正により、既存敷地内で土地の有効活用を図り、設備投資の促進につなげていきたいと考えております。 なお、工業団地につきましては、現在、第２花見工業団地を造成しているほか、今後も企業のニーズや各業界の情勢、地域への影響等を踏まえながら新たな工業団地の造成について検討してまいります。
1-2	改正（案）の緑地率について、準工業地域は10％、工業専用地域は8％になっていますが、数字の根拠を示してください。	改正（案）の緑地率について、工場立地法第４条の２第２項に基づく国の基準の範囲において自治体の裁量に基づき設定できることから、宮崎市緑のまちづくり条例との整合性を図りつつ、他自治体の状況も勘案して、第２種区域（準工業地域）は10％、第３種区域（工業専用地域及び工業地域）は8％としております。
1-3	太陽光発電設備が環境施設となっていますが、これは明らかに生産施設です。ほかの例示とは異なります。 この潤いのない設備がなぜ環境施設なのか説明してください。 再生可能エネルギー施設というだけでなぜ緑地などと同列なのか 理解できません。	太陽光発電施設は、工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するように管理がなされているものは、緑地以外の環境施設として、工場立地法施行規則第４条第１号ト及び同条第２号で規定されております。